

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	予防接種に関する事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

豊島区は、予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えい、その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

豊島区長

公表日

令和6年8月30日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

法令上の根拠

- ・番号法第9条第1項、別表 14の項
- ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第10条
- ・番号法第19条第6号(委託先への提供)

5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第二条表25、26、28 第二十七条、二十八条、三十条 【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第二条表25、27、28、29 第二十七条、二十九条、三十条、三十一条
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康部 保健予防課・健康部 長崎健康相談所
②所属長の役職名	保健予防課長・長崎健康相談所長
7. 他の評価実施機関	

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
予防接種関連ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	新型コロナウイルス感染症特例臨時接種の対象となる区民(転出、死亡などの事由に住民票が削除された者も含む。)
その必要性	予防接種に関する事務処理の基礎とするとともに、必要な記録の適正な管理を図るため
④記録される項目	[10項目以上50項目未満] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	【個人番号】 ・記載された個人番号をキー情報にして個人検索を実施するため 【その他識別情報】 ・自治体内で個人を特定するため 【連絡先等情報】 ・通知業務に利用するため 【健康・医療関係情報】 ・接種情報を利用した事務を実施するため
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	令和3年4月1日
⑥事務担当部署	健康部 保健予防課

3. 特定個人情報の入手・使用

①入手元 ※		<input checked="" type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (総合窓口課) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 () <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 () <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 ()							
②入手方法		<input checked="" type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [] 専用線 [<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ()							
③使用目的 ※		予防接種に関する事務、および必要な記録の作成のため							
④使用の主体	使用部署	健康部 保健予防課							
	使用者数	[10人未満] <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"><選択肢></td> </tr> <tr> <td>1) 10人未満</td> <td>2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満
<選択肢>									
1) 10人未満	2) 10人以上50人未満								
3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満								
5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上								
⑤使用方法		<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付の際、接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。							
情報の突合									
⑥使用開始日		令和3年4月1日							

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (1) 件	
委託事項1	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	
①委託内容	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	
②委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社ミラボ	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項2～5		
委託事項2		
①委託内容		
②委託先における取扱者数	[] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名		
再委託	④再委託の有無 ※	[] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[] 提供を行っている () 件 [] 移転を行っている () 件 [○] 行っていない
提供先2～5	
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	

移転先2～5	
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	
6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	<p><ワクチン接種記録システムにおける追加措置> ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得している。</p> <p>クラウドサービスを利用している。なお、以下のとおりのセキュリティ対策を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・論理的に区分された当市区町村の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。
7. 備考	
<p><ワクチン接種記録システムにおける追加措置> ・自機関の領域に保管されたデータのみ、ワクチン接種記録システムを用いて消去することができる。 ・自機関の領域に保管されたデータは、他機関から消去できない。</p> <p>※クラウドサービスは、IaaSを利用し、クラウドサービス事業者からはデータにアクセスできなため、消去することができない。</p>	

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
予防接種関連ファイル(定期予防接種)	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	予防接種法第5条、6条の対象となる区民(転出、死亡などの事由に住民票が削除された者も含む。)
その必要性	予防接種に関する事務処理の基礎とするとともに、必要な記録の適正な管理を図るため
④記録される項目	[10項目以上50項目未満] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [] 個人番号 [] 個人番号対応符号 [<input type="radio"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="radio"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="radio"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="radio"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [] 国税関係情報 [] 地方税関係情報 [] 健康・医療関係情報 [] 医療保険関係情報 [] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="radio"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="radio"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [] 介護・高齢者福祉関係情報 [] 雇用・労働関係情報 [] 年金関係情報 [] 学校・教育関係情報 [] 災害関係情報 [] その他 ()
その妥当性	【その他識別情報】 ・自治体内で個人を特定するため 【生活保護・社会福祉関係情報】【障害者福祉関係情報】 ・関係情報を利用した事務を実施するため
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成26年1月3日
⑥事務担当部署	健康部 保健予防課・健康部 長崎健康相談所

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 () <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 () <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 () <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input checked="" type="checkbox"/> その他 (特定個人情報を入手していない(中間サーバーに接種歴を連携するのみ))	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [] 専用線 [] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> その他 (特定個人情報を入手していない(中間サーバーに接種歴を連携するのみ))	
③使用目的 ※	予防接種に関する事務のため	
④使用の主体	使用部署	健康部 保健予防課・健康部 長崎健康相談所
	使用者数	<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満] <ul style="list-style-type: none"> <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法	当市区町村からの転出者について、転出先市区町村へ当市区町村での接種記録を提供するために、中間サーバーに接種記録情報を連携している。	
	情報の突合	当市区町村からの転出者について、転出先自治体が、区民情報系基盤システムにより、個人番号を用いて当市区町村の接種記録と突合する。
⑥使用開始日	平成27年6月1日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (1) 件	
委託事項1	ワクチン副本登録業務に関するシステム改修	
①委託内容	システム共通基盤と連携し、健康管理システムから番号連携サーバーへの副本登録が行えるよう改修する	
②委託先における取扱者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	富士通Japan株式会社	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	委託先と事前に、再委託する業務内容・再委託業務執行場所・再委託が必要な理由・再委託先への安全管理体制等の協議を行う。
	⑥再委託事項	ワクチン副本登録業務に関するシステム改修の一部
委託事項2～5		
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する記録項目>

- ・個人番号
- ・宛名番号
- ・接種券番号
- ・属性情報(氏名、生年月日、性別)
- ・接種状況(実施/未実施)
- ・接種回(1回目/2回目)
- ・接種日
- ・ワクチンメーカー
- ・ロット番号
- ・ワクチン種類(※)
- ・製品名(※)
- ・旅券関係情報(旧姓・別姓・別名、ローマ字氏名、国籍、旅券番号)(※)
- ・証明書ID(※)
- ・証明書発行年月日(※)

※ 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に必要な場合のみ

<定期予防接種に関する記録項目>

- ・整理番号
- ・属性情報(氏名、生年月日、性別)
- ・接種状況(実施/未実施)
- ・接種期・回数
- ・接種日
- ・ワクチンメーカー
- ・ロット番号
- ・ワクチン種類

特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

<ワクチン接種記録システムにおける追加措置>

- ・入手した特定個人情報については、限定された端末を利用して国から配布されたユーザIDを使用し、ログインした場合だけ、アクセスできるように制御している。
- ・ワクチン接種記録システムのデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、他市区町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御している。
- ・入手する特定個人情報については、情報漏えいを防止するために、暗号化された通信回線を使用する。

3. 特定個人情報の使用

リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<ワクチン接種記録システムにおける追加措置> 接続可能な端末は、原則外部に持ち出すことはできない。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク

ユーザ認証の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	<ワクチン接種記録システムにおける追加措置> 権限のない者によって不正に使用されないよう、以下の対策を講じている。 ・ワクチン接種記録システムにおける特定個人情報へのアクセスは、LG-WAN端末による操作に限り可能になるように制御している。 ・LG-WAN端末は、限定された者しかログインできる権限を保持しない。 ・ワクチン接種記録システムにおけるログイン認証は、ユーザID/パスワードにて行う。 ・ワクチン接種記録システムへのログイン用のユーザIDは、国に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。	

その他の措置の内容	<ワクチン接種記録システムにおける追加措置> システム上の操作のログを取得しており、操作ログを確認できる。	
-----------	----------------------------------------------------------	--

リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-------------	-----------	------------------------------------------------

・サーバ、パソコン等情報機器については、記録装置に対し、物理的破壊、磁気破壊、データ消去ソフトウェアによるデータ消去を行う。

8. 監査

実施の有無	<input type="checkbox"/> 自己点検	<input type="checkbox"/> 内部監査	<input type="checkbox"/> 外部監査
-------	-------------------------------	-------------------------------	-------------------------------

9. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> デジタル庁内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録 システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に 職員等の当該システムの利用を管理し、必要な指導をする。	

10. その他のリスク対策

<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置>
デジタル庁内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第7条(情報到達の責任分界点)、第8条(通信経路の責任分界点)、第9条(市区町村の責任)に 則し、適切に当該システムを利用し、万が一、障害や情報漏えいが生じた場合、適切な対応をとることができる体制を構築する。

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
予防接種関連ファイル(定期予防接種)	
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)	
リスク: 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	現在、転入者本人から特定個人情報を入手する事務を行っていない。(健康管理システム上の接種記録を、番号連携サーバーを通じて中間サーバーに連携しているのみ。) 今後、当該事務を行うこととなった場合は、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
現在、転入者本人から特定個人情報を入手する事務を行っていない。(健康管理システム上の接種記録を、番号連携サーバーを通じて中間サーバーに連携しているのみ。) 今後、当該事務を行うこととなった場合は、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	健康管理システムから特定個人番号にアクセスすることは不可能である。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・限定された者しかログインできる権限を保持しない。 ・ログイン認証は、ユーザID/パスワードにて行う。
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

現在、転入者本人から特定個人情報を入手する事務を行っていない。(健康管理システム上の接種記録を、番号連携サーバーを通じて中間サーバーに連携しているのみ。)

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない

リスク: 委託先における不正な使用等のリスク

委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない
-----------------------------	-----------	-------------------	-----------

- | | |
|-------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 規定の内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・取り扱う個人情報の範囲等 ・個人情報に関する秘密保持 ・目的外利用の禁止 ・再委託の制限 ・複写・複製の制限 ・情報漏えい等を防ぐための安全管理措置の徹底および書面報告 ・従業者に対する監督、個人情報保護や情報セキュリティに関する研修又は教育の実施 ・セキュリティ対策の整備義務 ・個人情報の持ち出しの制限および持ち出し記録の提出 ・個人情報の取扱い状況の報告および監査・監督等に応じる義務 ・個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応 ・委託終了時に個人情報の消去 |
|-------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている	2) 十分に行っている	3) 十分に行っていない	4) 再委託していない
-----------------------------	--------------	--------------------------	-------------	--------------	-------------

具体的な方法	委託先と事前に、再委託する業務内容・再委託業務執行場所・再委託が必要な理由・再委託先への安全管理体制等の協議を行う。
--------	------------------------------------------------------------

その他の措置の内容	
-----------	--

リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている	2) 十分である	3) 課題が残されている
-------------	-----------	-----------------------	----------	--------------

特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	政策経営部 区民相談課 行政情報グループ 〒171-8422 東京都豊島区南池袋2-45-1
②請求方法	指定様式による書面の提出により、開示・訂正・利用停止の請求を受け付ける。
③法令による特別の手続	-
④個人情報ファイル簿への不記載等	-
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	〒170-0013 東京都豊島区東池袋4-42-16 健康部 保健予防課 予防接種グループ TEL03-4566-4115
②対応方法	問い合わせ受付票を作成し、記録を残す。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和6年8月30日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	-
②実施日・期間	-
③主な意見の内容	-
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	-
②方法	-
③結果	-

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年12月25日	I 1③対象人数	1万人以上10万人未満	10万人以上30万人未満	事後	法改正による
令和2年12月25日	I 3特定個人情報ファイル名	予防接種関連ファイル	予防接種台帳	事後	法改正による
令和2年12月25日	I 4個人番号の利用	番号法第9条第1項(利用範囲) 別表第一の10の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第10条	番号法第9条第1項(利用範囲) 別表第一の10の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第10条 第67条の2	事後	法改正による
令和2年12月25日	I 5情報提供ネットワークシステムによる情報連携	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) 16の2の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2(別表第二における情報照会の根拠) 16の2, 17, 18, 19の項	【情報提供の根拠】 番号法第19条第7号別表第二 16の2、115の2の項 【情報照会の根拠】 番号法第19条第7号別表第二 16の2、17、18、19、115の2の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第13、13-2条	事後	法改正による
令和2年12月25日	II 1 特定個人情報ファイル名	予防接種関連ファイル	予防接種台帳	事後	法改正による
令和2年12月25日	II 2②基本情報対象となる本人の数	1万人以上10万人未満	10万人以上100万人未満	事後	法改正による
令和2年12月25日	III 1 特定個人情報ファイル名	予防接種関連ファイル	予防接種台帳	事後	法改正による
令和2年12月25日	V 評価実施手続 1 基礎項目評価①実施日	平成31年4月1日	令和2年12月1日	事後	法改正による
令和4年2月8日	I 基本情報 2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	-	ワクチン接種記録システム(VRS)	事後	法改正による
令和4年2月8日	I-5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ② 法令上の根拠	【情報提供の根拠】 番号法第19条第7号別表第二 16の2、115の2の項 【情報照会の根拠】 番号法第19条第7号別表第二 16の2、17、18、19、115の2の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第13、13-2条	【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号別表第二 16の2、115の2の項 【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号別表第二 16の2、17、18、19、115の2の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第13、13-2条	事後	

令和4年2月8日	V評価実施手続 1基礎項目評価①実施日	令和2年12月1日	令和3年9月17日	事後	
令和4年8月17日	V評価実施手続 1基礎項目評価①実施日	令和3年9月17日	令和4年4月1日		
令和4年8月17日	Ⅲリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 ②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	発生あり	発生なし		
令和4年8月17日	Ⅲリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 ② その内容	本区が契約した平成30年度当初課税に係る紙で提出された下記の課税資料のデータ入力業務の委託において、委託先が本区の許諾を得ない再委託による業務履行があった。 ①「平成29年度特別区民税・都民税データエントリー業務委託」(平成29年11月13日～平成30年3月31日) ②「平成30年度特別区民税・都民税データエントリー業務委託」(平成30年4月1日～平成30年4月12日) 委託件数合計216,627件 うち再委託された件数71,625件 なお、再委託先からの外部への個人情報の流出は確認されていない。	—		
令和4年8月17日	Ⅲリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 ② 再発防止策の内容	特定個人情報を取り扱う業務を委託する場合には、契約締結時に再委託の予定の有無について委託先から書面で報告を求めるとともに、原則として作業実施期間中に委託先の作業実施場所へ立入調査を行う。(現地立入調査の実施が困難である場合には、委託先に報告書等の作成を求め確認する。)	—		

令和5年7月20日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他区市町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他区市町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。 定期予防接種 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他区市町村へ接種記録の照会・提供を行う。	事後	
令和5年7月20日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2	-	健康管理システム	事後	
令和5年7月20日	I 基本情報 6. 評価実施機関 ①部署	池袋保健所 健康推進課	池袋保健所 保健予防課	事後	組織改正
令和5年7月20日	I 基本情報 6. 評価実施機関 ②所属長の役職名	新型コロナウイルスワクチン接種担当課長	新型コロナウイルスワクチン接種担当課長、保健予防課長	事後	組織改正
令和5年7月20日	II 特定個人情報ファイルの概要	-	「予防接種関連ファイル(定期予防接種)」シート の追加	事後	

令和5年7月20日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 全ての記録 別添1	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する記録項目> ・個人番号 ・宛番号 ・接種券番号 ・属性情報(氏名、生年月日、性別) ・接種状況(実施/未実施) ・接種回(1回目/2回目) ・接種日 ・ワクチンメーカー ・ロット番号 ・ワクチン種類(※) ・製品名(※) ・旅券関係情報(旧姓・別姓・別名、ローマ字氏名、国籍、旅券番号)(※) ・証明書ID(※) ・証明書発行年月日(※) ※ 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に必要な場合のみ	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する記録項目> ・個人番号 ・宛番号 ・接種券番号 ・属性情報(氏名、生年月日、性別) ・接種状況(実施/未実施) ・接種回(1回目/2回目) ・接種日 ・ワクチンメーカー ・ロット番号 ・ワクチン種類(※) ・製品名(※) ・旅券関係情報(旧姓・別姓・別名、ローマ字氏名、国籍、旅券番号)(※) ・証明書ID(※) ・証明書発行年月日(※) ※ 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に必要な場合のみ <定期予防接種に関する記録項目> ・整理番号 ・属性情報(氏名、生年月日、性別) ・接種状況(実施/未実施) ・接種期・回数 ・接種日 ・ワクチンメーカー ・ロット番号 ・ワクチン種類	事後	組織改正
令和5年7月20日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ⑥事務担当部署	池袋保健所 健康推進課	池袋保健所 保健予防課	事後	組織改正
令和5年7月20日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ④使用の主体 使用部署	池袋保健所 健康推進課	池袋保健所 保健予防課	事後	組織改正

令和5年7月20日	Ⅲリスク対策	-	「予防接種関連ファイル(定期予防接種)」シートの追加	事後	
令和5年7月20日	Ⅳ開示請求、問合せ 2.特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問い合わせ ②連絡先	〒170-0013 東京都豊島区東池袋4-42-16 池袋保健所 保健予防課 新型コロナウイルスワクチン接種担当 TEL0120-567-153	〒170-0013 東京都豊島区東池袋4-42-16 (新型コロナウイルスワクチン) 池袋保健所 保健予防課 新型コロナウイルスワクチン接種担当 TEL0120-567-153 (定期予防接種) 池袋保健所 保健予防課 予防対策グループ TEL03-4566-4115	事後	組織改正
令和5年7月20日	Ⅴ実施日 1.基礎項目評価 ①実施日	令和4年4月1日	令和5年4月1日		
令和6年8月30日	Ⅰ基本情報 1特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の内容	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他区市町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。 定期予防接種 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他区市町村へ接種記録の照会・提供を行う。	定期予防接種 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他区市町村へ接種記録の照会・提供を行う。 新型コロナウイルス感染症対策に係る特例臨時接種事務。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	事後	

<p>令和6年8月30日</p>	<p>I 基本情報 2特定個人情報 を取り扱う事務において使用 するシステム システム1 ② システムの機能</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ワクチン接種記録システムへの接種対象者・ 接種券発行登録 ・接種記録の管理 ・転出/死亡時等のフラグ設定 ・他市区町村への接種記録の照会・提供 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書 の交付に係る接種記録の照会 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書 の電子申請受付・電子交付の実施 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書 のコンビニ交付の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・接種記録の管理 ・転出/死亡時等のフラグ設定 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書 の交付に係る接種記録の照会 	<p>事後</p>	
<p>令和6年8月30日</p>	<p>I 基本情報 4個人番号の利 用 法令上の根拠</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項(利用範囲) 別表第一の 10の項 ・番号法第19条第6号(委託先への提供) ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感 染症対策に係る予防接種事務におけるワクチ ン接種記録システムを用いた情報提供・照会 のみ) ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を 定める命令 第10条 第67条の2 	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項、別表 14の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定め る命令第10条 ・番号法第19条第6号(委託先への提供) 	<p>事後</p>	

令和6年8月30日	I 基本情報 5情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号別表第二 16の2、16の3</p> <p>【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号別表第二 16の2、16の3、17、18、19 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12の2、13、13の2条</p>	<p>【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第二条表25、26、28 第二十七条、二十八条、三十条</p> <p>【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第二条表25、27、28、29(税) 第二十七条、二十九条、三十条、三十一条(税)</p>	事後	
令和6年8月30日	I 基本情報 6評価実施期間における担当部署	<p>①池袋保健所 保健予防課 ②新型コロナウイルスワクチン接種担当課長、保健予防課長</p>	<p>①健康部 保健予防課・健康部 長崎健康相談所 ②保健予防課長・長崎健康相談所長</p>	事後	
令和6年8月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 2基本情報 ③対象となる本人の範囲	<p>予防接種法第5条、6条の対象となる区民及び、予防接種施行令第6条の2に基づく予防接種歴を保管している区民(転出、死亡などの事由に住民票が削除された者も含む。)</p>	<p>新型コロナウイルス感染症特例臨時接種の対象となる区民(転出、死亡などの事由に住民票が削除された者も含む。)</p>	事後	
令和6年8月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 2基本情報 ④記録される項目		<p>主な記録項目から、4情報・健康・医療関係情報・障害者福祉関係情報・生活保護・社会福祉関係情報を除外</p>	事後	

令和6年8月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 2基本情報 ⑥事務担当部署	池袋保健所 保健予防課	健康部 保健予防課	事後	
令和6年8月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)、コンビニエンスストア等のキオスク端末及び証明書交付センターシステム	削除	事後	
令和6年8月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4特定個人情報の入手・使用 ②入手方法			事後	
令和6年8月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3特定個人情報の入手・使用 ④使用の主体 主要部署 利用者数	池袋保健所 保健予防課 10人以上50人未満	健康部 保健予防課 10人未満	事後	
令和6年8月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3特定個人情報の入手・使用 ⑤使用の方法	<p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・当市区町村への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するとともに、接種券の発行のために特定個人情報を使用する。 ・当市区町村からの転出者について、転出先市区町村へ当市区町村での接種記録を 提供するために特定個人情報を使用する。 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付の際、接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。 <p>情報の突合</p> <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務></p> <p>当市区町村からの転出者について、当市区町村での接種記録を転出先市区町村に提供するために、他市区町村から個人番号を入手し、当市区町村の接種記録と突合する。</p>	<p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付の際、接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。 <p>情報の突合</p> <p>削除</p>	事後	

令和6年8月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 4特定個人情報ファイル取り扱いの委託 委託事項1	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	事後	
令和6年8月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 4特定個人情報ファイル取り扱いの委託 委託事項1 ①委託内容	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	事後	
令和6年8月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 4特定個人情報ファイル取り扱いの委託 委託事項2	-	新規追加	事後	
令和6年8月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 5特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供・移転の有無	提供を行っている	行っていない	事後	

令和6年8月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 6特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先1	-	削除	事後	
令和6年8月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 6特定個人情報の保管・消去 保管場所	<p><ワクチン接種記録システムにおける追加措置> ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得している。クラウドサービスを利用している。なお、以下のとおりのセキュリティ対策を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・論理的に区分された当市区町村の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。 <p>(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 電子交付アプリ及び同アプリの利用端末には、申請情報を記録しないこととしている。</p> <p>(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付) 証明書交付センターシステム及びキオスク端末には、申請情報・証明書データを記録しないこととしている。</p>	<p><ワクチン接種記録システムにおける追加措置> ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得している。クラウドサービスを利用している。なお、以下のとおりのセキュリティ対策を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・論理的に区分された当市区町村の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。 	事後	

令和6年8月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 2基本情報 ③対象となる本人の範囲	予防接種法第5条、6条の対象となる区民及び、予防接種施行令第6条の2に基づく予防接種歴を保管している区民(転出、死亡などの事由に住民票が削除された者も含む。)	予防接種法第5条、6条の対象となる区民(転出、死亡などの事由に住民票が削除された者も含む。)	事後	
令和6年8月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 2基本情報 ⑥事務担当部署	池袋保健所 保健予防課	健康部 保健予防課・健康部 長崎健康相談所	事後	
令和6年8月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3特定個人情報の入手・使用 ④使用の主体 主要部署	池袋保健所 保健予防課	健康部 保健予防課・健康部 長崎健康相談所	事後	
令和6年8月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無	委託しない	委託する 1件	事後	
令和6年8月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1		ワクチン副本登録業務に関するシステム改修	事後	
令和6年8月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ①委託内容		システム共通基盤と連携し、健康管理システムから番号連携サーバーへの副本登録が行えるよう改修する	事後	

令和6年8月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ②委託先における取扱者数		10人未満	事後	
令和6年8月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ③委託先名		富士通Japan株式会社	事後	
令和6年8月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 再委託		④再委託する ⑤再委託の許諾方法 委託先と事前に、再委託する業務内容・再委託業務執行場所・再委託が必要な理由・再委託先への安全管理体制等の協議を行う。 ⑥再委託事項 ワクチン副本登録業務に関するシステム改修の一部	事後	
令和6年8月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 5 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)⑥法令上の根拠	番号法 第19条第15号	番号法 第19条第8号	事後	

<p>令和6年8月30日</p>	<p>Ⅲリスク対策 2特定個人情報の入手 リスクに対する措置の内容</p>	<p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> ① 転入者本人からの個人番号の入手 当市区町村の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、本人から個人番号を入手する場合は、新接種券発行申請書兼接種記録確認同意書等により本人同意を取得し、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 ② 他市区町村からの個人番号の入手 当市区町村からの転出者について、当市区町村での接種記録を転出先市区町へ提供するため、転出先他市区町村から個人番号を入手するが、その際は、他市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した上で、ワクチン接種記録システムを通じて入手する。 ③ 転出元市区町村からの接種記録の入手 当市区町村への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するが、その際は、当市区町村において住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。 ④ 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請者からの個人番号の入手 接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のために個人番号を入手するのは、接種者から接種証明書の交付申請があった場合のみとし、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付) 交付申請には、個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号</p>	<p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請者からの個人番号の入手 接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のために個人番号を入手するのは、接種者から接種証明書の交付申請があった場合のみとし、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。</p>	<p>事後</p>	
------------------	---------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------	--

<p>令和6年8月30日</p>	<p>Ⅲリスク対策 2特定個人情報の入手 特定個人情報の入手におけるその他リスク及びそのリスクに対する措置</p>	<p><ワクチン接種記録システムにおける追加措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・入手した特定個人情報については、限定された端末を利用して国から配布されたユーザIDを使用し、ログインした場合だけ、アクセスできるように制御している。 ・ワクチン接種記録システムのデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、他市区町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御している。 ・入手する特定個人情報については、情報漏えいを防止するために、暗号化された通信回線を使用する。 <p>(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人番号カードや旅券の読み取りにより必要な情報を入手し、申請者の自由入力进行を避けることで、 交付申請者が不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。 ・当該機能では、専用アプリからのみ交付申請を可能とする。アプリの改ざん防止措置を講じることで、 意図しない不適切な方法で特定個人情報が送信されることを避ける。 ・個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号) による二要素認証で本人確認を行うため、本人からの情報のみが送信される。 ・券面入力補助APを活用し、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請情報として 自動的に入力することにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。 ・券面事項入力補助APから取得する情報(4情報・マイナンバー)に付されている署名について 	<p><ワクチン接種記録システムにおける追加措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・入手した特定個人情報については、限定された端末を利用して国から配布されたユーザIDを使用し、ログインした場合だけ、アクセスできるように制御している。 ・ワクチン接種記録システムのデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、他市区町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御している。 ・入手する特定個人情報については、情報漏えいを防止するために、暗号化された通信回線を使用する。 	<p>事後</p>	
------------------	-----------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------	--

令和6年8月30日	Ⅲリスク対策 3特定個人情報 の使用 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐づけが行われるリスク リスクに対する措置の内容	<p><ワクチン接種記録システムにおける追加措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・接種会場等では、接種券番号の読取端末(タブレット端末)からインターネット経由でワクチン接種記録システムに接続できるが、個人番号にはアクセスできないように制御している。 	<p>接続可能な端末は、原則外部に持ち出すことはできない。</p>	事後	
令和6年8月30日	Ⅲリスク対策 4特定個人情報 ファイルの取り扱いの委託 その他措置の内容	<p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置></p> <p>当市区町村、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者へ委託することとする。なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・ 特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・ 特定個人情報の提供ルール/消去ルール ・ 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 ・ 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 ・ 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能において、申請者本人から特定個人情報の提供を受ける際の入手に係る保護措置 	<p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置></p> <p>当市区町村、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者へ委託することとする。なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・ 特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・ 特定個人情報の提供ルール/消去ルール ・ 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 ・ 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 	事後	
令和6年8月30日	Ⅲリスク対策 5特定個人情報 の提供・移転	提供する	提供・移転しない(関連項目削除)	事後	

令和6年8月30日	Ⅲリスク対策 6情報提供ネットワークシステムとの接続	接続する(入手)接続する(提供)	接続しない(入手)接続しない(提供) (関連項目削除)	事後	
令和6年8月30日	Ⅲリスク対策 7特定個人情報の保健・消去 その他の措置の内容	<p><ワクチン接種記録システムにおける措置></p> <p>【物理的対策】 ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める物理的対策を満たしている。 主に以下の物理的対策を講じている。 ・サーバ設置場所等への入退室記録管理、施錠管理 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。</p> <p>【技術的対策】 ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める技術的対策を満たしている。 主に以下の技術的対策を講じている。 ・論理的に区分された当該市区町村の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・当該システムへの不正アクセスの防止のため、外部からの侵入検知・通知機能を備えている。</p>	<p><ワクチン接種記録システムにおける措置></p> <p>【物理的対策】 ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める物理的対策を満たしている。 主に以下の物理的対策を講じている。 ・サーバ設置場所等への入退室記録管理、施錠管理 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。</p> <p>【技術的対策】 ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める技術的対策を満たしている。 主に以下の技術的対策を講じている。 ・論理的に区分された当該市区町村の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・当該システムへの不正アクセスの防止のため、外部からの侵入検知・通知機能を備えている。</p>	事後	
令和6年8月30日	Ⅲリスク対策 4特定個人情報ファイルの取扱いの委託	委託しない	委託する	事後	

令和6年8月30日	Ⅲリスク対策 4特定個人情報 報ファイルの取扱いの委託 委託契約書中の特定個人情 報ファイルの取扱いに関する 規定		定めている	事後	
令和6年8月30日	Ⅲリスク対策 4特定個人情報 報ファイルの取扱いの委託 委託契約書中の特定個人情 報ファイルの取扱いに関する 規定 規定内容		<ul style="list-style-type: none"> ・取り扱う個人情報の範囲等 ・個人情報に関する秘密保持 ・目的外利用の禁止 ・再委託の制限 ・複写・複製の制限 ・情報漏えい等を防ぐための安全管理措置の徹底および書面報告 ・従業者に対する監督、個人情報保護や情報セキュリティに関する研修又は教育の実施 ・セキュリティ対策の整備義務 ・個人情報の持ち出しの制限および持ち出し記録の提出 ・個人情報の取扱い状況の報告および監査・監督等に応じる義務 ・個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応 ・委託終了時に個人情報の消去 	事後	
令和6年8月30日	Ⅲリスク対策 4特定個人情報 報ファイルの取扱いの委託 再委託先による特定個人情 報ファイルの適切な取扱いの 担保		十分に行っている	事後	
令和6年8月30日	Ⅲリスク対策 4特定個人情報 報ファイルの取扱いの委託 再委託先による特定個人情 報ファイルの適切な取扱いの 担保 具体的な方法		委託先と事前に、再委託する業務内容・再委託業務執行場所・再委託が必要な理由・再委託先への安全管理体制等の協議を行う。	事後	

令和6年8月30日	IV開示請求、問合せ 2特定個人情報ファイルの取 り扱いに関する問い合わせ ①連絡先	〒170-0013 東京都豊島区東池袋4-42-16 〈新型コロナウイルスワクチン〉 池袋保健所 保健予防課 新型コロナウイルス ワクチン接種担当 TEL0120-567-153 〈定期予防接種〉 池袋保健所 保健予防課 予防対策グループ TEL03-4566-4115	〒170-0013 東京都豊島区東池袋4-42-16 健康部 保健予防課 予防接種グループ TEL03- 4566-4115	事後	
令和6年8月30日	V評価実施手続 1基礎項目 評価 ①実施日	令和5年4月1日	令和6年4月1日	事後	